

# 令和7年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（書面協議）

## 次 第

### 1 協議事項

#### （1）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（6団体）

【資料1、資料2、資料3-1～3-6】

【参考資料】団体の活動状況について

次回、令和7年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は、令和8年1月15日（木）に開催をします。

## 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱

制 定 平成 16 年 11 月 11 日 福高在第 262 号（副市長決裁）

改 正 令和 2 年 4 月 1 日 健福第 158 号（局長決裁）

### （目的）

第1条 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（以下「法」という。）第 79 条に基づく登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。以下同じ。）を経て行う福祉有償運送（以下「福祉有償移動サービス」という。）について、その必要性並びに適正な実施等について協議することを目的とした横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

### （協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) NPO 等が実施する福祉有償移動サービスの必要性について
- (2) NPO 等が実施する福祉有償移動サービスの適正実施について
- (3) NPO 等が法第 79 条に基づく登録を申請する場合における旅客から收受する対価について
- (4) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除について
- (5) その他会長が必要と認めることについて

### （組織）

第3条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に健康福祉局長が就任を依頼する。

- (1) 横浜市健康福祉局の職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は旅客
- (4) 国土交通省地方運輸支局の職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- (6) 市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- (7) 学識経験のある者
- (8) 地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者
- (9) 市民活動支援団体に所属する者

### （任期）

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、次の各号の事由に該当する場合に会長が招集する。

(1) 法第79条に基づく登録の申請が予定されるとき。

(2) 重大事故等、福祉有償移動サービス事業実施上の問題が発生したとき。

(3) その他会長が必要と認めるとき。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。

なお、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、第3条第2項第6号に該当する委員は、自らが行う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、会議及び表決を委任することができる。ただし、会長、第5条第3項に該当する委員を除く。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求める意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(書面の郵送による議決)

第8条 会長は、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るとき、または、協議会の運営上必要があると認めるときは、協議会の開催に代えて書面の郵送により意見の聴取を行い、協議を調べることができる。この場合においては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うものとし、議事概要を作成して公表する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(連絡・相談窓口)

第10条 福祉有償移動サービスに関する相談、苦情、その他に対応するため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課を連絡・相談窓口とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならな

い。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

3 この要綱の施行後最初の協議会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年11月29日から施行する。

2 この要綱の改正より、新たに増員された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成20年6月19日とする。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正により、就任を依頼された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成26年3月31日までとする。

3 この要綱の施行後最初の協議会は、健康福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 委員名簿

任期:令和6年4月1日から令和8年3月31日

	選出分野	団体等	氏名（敬称略）
1	横浜市健康福祉局の職員	地域福祉保健部長	高木 美岐 タカギ ミキ
2	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神奈川県個人タクシー協会 理事長	門谷 真人 カドバニ マコト
3		一般社団法人神奈川県タクシー協会 常任理事	藤井 嘉一郎 フジイ カイチロウ
4	住民又は旅客	青葉区介護者の会 介護者サポート「ほっと青葉」代表	梅原 由美子 メイハラ ユミコ
5		特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会	矢村 正義 ヤムラ マサヨシ
6		横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事	熊坂 康 クマザカ ヤスシ
7		公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会	白石 幸男 シライシ ユキオ
8		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長	倉澤 政江 カズザワ マサエ
9	国土交通省地方運輸支局の職員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	森下 文章 モリシタ ブンショウ
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 議長	水野 潔 ミズノ タヨシ
11	市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長	服部 一弘 ハツドリ カズヒロ
12	学識経験のある者	学校法人愛知東邦大学人間健康学部	西尾 敦史 ニシオ アシキ
13	地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者	一般社団法人横浜市介護支援専門員協議会	鈴木 勝 スズキト マサル
14		横浜市能見台地域ケアプラザ 看護師	宮越 志保 ミヤコシ シホ
15	ボランティア団体に所属する者	認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事	鈴木 智香子 スズキ チカコ

# 【資料1】

## 79条登録団体の登録期限一覧

月	日	法人名
12月	11日	特定非営利活動法人 ふれあいドリーム
	13日	特定非営利活動法人 総ぐるみ福祉の会
	21日	NPO法人ぷろむなーど
	26日	特定非営利活動法人 たすけあい あさひ
令和8年		
1月	4日	特定非営利活動法人 つむぎ会
	26日	特定非営利活動法人 GOOD JOB

# 令和7年度第2回横浜市福祉有償移動サービス更新登録申請団体一覧

【資料2】

		更新登録					
		1	2	3	4	5	6
法人名称		特定非営利活動法人ふれあいドリーム	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	NPO法人ぶろむなーど	特定非営利活動法人たすけあいあさひ	特定非営利活動法人つむぎ会	特定非営利活動法人GOOD JOB
介護保険法事業所指定		有	有	無	有	無	無
障害者総合支援法事業所指定		有	有	有	有	無	有
その他の運送区域		無	無	無	無	無	無
使用車両数(台数)		2	7	3	6	4	4
内 訳	所有	1	5	2	6	0	0
	持込み	1	2	1	0	4	4
運転者(人)		4	9	5	7	4	4
対象者(人)		36	24	78	59	64	22
※ 旅 客 の 範 囲	イ	○	○	○	○	○	
	ロ		○		○	○	
	ハ		○	○	○	○	○
	ニ	○	○		○	○	○
	ホ	○	○		○	○	○
	ヘ				○		
	ト	○					
会費		入会金:1,000円	入会金:1,000円、年会費:1,000円 (普通会員の入会金年度の年会費は無料)		入会金:3,300円(初年度) 年会費:3,300円(次年度以降)	月会費:500円(利用月のみ)	
対 価 ( 料 金 )	運送の対価	初乗り2kmまで600円、 以降300円/km加算 ただし、加算される走行距離の端数について、四捨五入し計算します。	初乗り2km以内400円、 2kmを超える場合は200円/km加算	初乗り1kmまで200円 以降、200円/km加算	初乗り1kmまで300円 以降、280円/km加算	初乗り1kmまで366円 以降、334円/km加算	200円/km
	【参考:タクシー料金】						
	迎車料	1km未満:150円、 1km~3km未満:300円 3km~5km未満:500円 5km以上:600円	300円(事務所から4km以上)		230円	200円	200円
	待機料	300円/15分	15分以上30分まで:1,000円 30分以上60分まで:2,000円 以降、1,000円/30分加算		最初の60分まで1,000円 以降500円/30分加算	300円/15分	300円/15分
	介助料	【介護保険及び 支援費制度が適用される介助の場合】 法定の利用者負担割合分 【それ以外】600円/30分		【介護保険等適用の場合】 介助料、身体介護はケアプランによって、 介護保険料の自己負担割合分 【介護保険等適用外の場合】 介助料・付添料はかかった時間の合計で 算出1,000円/30分	【公的制度が利用できる場合】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】 平日(月~土)8時~18時:1,500円 それ以外:1,800円	500円/15分	
	添乗・ 付添料					500円/15分	600円/30分
	その他の 料金	【歩行補助具及び車椅子積み下ろし作業料(片 道)】 歩行補助具:300円/台、車椅子:500円/台 【キャンセル料】 利用当日出庫前まで:500円 出庫後 :1,000円			キャンセル料:1,200円 (予約時間の1時間前までに連絡がなく、 利用者都合によりキャンセルされた場合。 但し、当日に容態の急変など、外出困難な 場合を除く。)		
標準 的 な 利 用 に よ る 対 価 ( 料 金 )	【標準的利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)					
	【運送の対価】	1,500円【600円(初乗り2km)+900円(300円/km× 3km)】	1,000円【400円(初乗り2km以内)+600円(200円/ km×3km)】	1,000円【200円(初乗1km)+800円(200円/km×4 km)】	1,420円【300円(初乗1km)+1,120円(280円/km×4 km)】	1,702円【366円(初乗1km)+1,336円(334円/km×4 km)】	1,000円【200円/km×5km】
	【参考:タクシー料金】	2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】					
	【運送の対価 以外の対価】	迎車料:300円 (迎車距離が1km~3km未満) 介助料:600円	迎車料:300円(迎車距離:4km以上) 介助料:1,000円	迎車料:無 介助料:無	迎車料:230円 介助料:1,500円	迎車料:200円 介助料:500円	迎車料:200円 介助料:無
	【総合計】	2,400円	2,300円	1,000円	3,150円	2,402円	1,200円

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者者/ハ.障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ.介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ.介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ.介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	特定非営利活動法人ふれあいドリーム																																																					
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人																																																					
	【法人代表者氏名】 寒河江 豊子		【法人所在地】 横浜市戸塚区俣野町1403番地																																																			
	<p>※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、地域社会における高齢者、障害者、疾病者及び年少者等が、加齢、疾病、あるいは障害等により身体能力や判断能力が不十分となつても、住み慣れた地域・住宅で自らの意思に基づいた日常生活を過ごせるように、会員が協力・協調の精神のもとに、介護、介助等に関する事業を行うとともに、権利の擁護と財産の管理等を支援することにより、人々が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (3)地域安全活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1)介護保険法に基づく、訪問介護・介護予防訪問介護事業及び第1号事業等 (2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業・地域生活支援事業 (3)横浜市高齢者ホームヘルプ事業 (4)介護保険法に基づく、居宅介護支援事業 (5)福祉有償運送事業 (6)ふれあい事業 (7)成年後見制度に係る調査・研究・支援および受託事業 (8)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>																																																					
事業等																																																						
事業所所在地	※法人名、所在地に同じ		介護保険法事業所 指定	有	障害者総合支援法 事業所指定 有																																																	
運送の区域	横浜市																																																					
使用車両 2 台	<p>所有車両</p> <table border="1"> <tr> <td>福祉車両</td> <td>1 台</td> <td>設備内訳</td> <td>・寝台車 0 台</td> <td>0 台</td> <td>設備内訳</td> <td>・寝台車 0 台</td> <td>0 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>・車椅子車 1 台</td> <td>1 台</td> <td>→</td> <td>・車椅子車 0 台</td> <td>0 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・兼用車 0 台</td> <td>0 台</td> <td>・兼用車 0 台</td> <td>0 台</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・回転シート車 0 台</td> <td>0 台</td> <td>・回転シート車 0 台</td> <td>0 台</td> <td></td> </tr> </table> <p>任意保険等の確認 <b>済</b> ・対人無制限 ・対物1,000万円以上</p>			福祉車両	1 台	設備内訳	・寝台車 0 台	0 台	設備内訳	・寝台車 0 台	0 台			→	・車椅子車 1 台	1 台	→	・車椅子車 0 台	0 台				・兼用車 0 台	0 台	・兼用車 0 台	0 台					・回転シート車 0 台	0 台	・回転シート車 0 台	0 台		<p>持ち込み(貸借)車両</p> <table border="1"> <tr> <td>0 台</td> <td>設備内訳</td> <td>・寝台車 0 台</td> <td>0 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>・車椅子車 0 台</td> <td>0 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・兼用車 0 台</td> <td>0 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・回転シート車 0 台</td> <td>0 台</td> </tr> </table> <p>任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上</p>			0 台	設備内訳	・寝台車 0 台	0 台		→	・車椅子車 0 台	0 台			・兼用車 0 台	0 台			・回転シート車 0 台	0 台
福祉車両	1 台	設備内訳	・寝台車 0 台	0 台	設備内訳	・寝台車 0 台	0 台																																															
		→	・車椅子車 1 台	1 台	→	・車椅子車 0 台	0 台																																															
			・兼用車 0 台	0 台	・兼用車 0 台	0 台																																																
			・回転シート車 0 台	0 台	・回転シート車 0 台	0 台																																																
0 台	設備内訳	・寝台車 0 台	0 台																																																			
	→	・車椅子車 0 台	0 台																																																			
		・兼用車 0 台	0 台																																																			
		・回転シート車 0 台	0 台																																																			
<table border="1"> <tr> <td>普通車両 （セダン等）</td> <td>0 台</td> <td>任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上</td> </tr> </table>			普通車両 （セダン等）	0 台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	<table border="1"> <tr> <td>1 台</td> <td>任意保険等の確認 <b>済</b> ・対人無制限 ・対物1,000万円以上</td> </tr> </table>			1 台	任意保険等の確認 <b>済</b> ・対人無制限 ・対物1,000万円以上																																												
普通車両 （セダン等）	0 台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上																																																				
1 台	任意保険等の確認 <b>済</b> ・対人無制限 ・対物1,000万円以上																																																					
運転者	一種免 許所持 者	4 人	内、直近2年間免 許停止処分者	0 人	・認定講習 <b>済</b> 4 人 ・セダン講習等 <b>済</b> 4 人	登録時までに取得予定 0 人																																																
	二種免 許所持 者	0 人	内、直近2年間免 許停止処分者	0 人	・セダン講習等 未 0 人	登録時までに取得予定 0 人																																																
	合計	4 人	内、直近2年間免 許停止処分者	0 人																																																		

対象者 36人	内訳											
	イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ (チェックリスト)	ト(その他)					
	6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 7人	要支援1 1人		肢体不自由 人					
	5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 10人	要支援2 9人	人	内部障害 1人					
	4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 2人			知的障害 人 (認定者を除く)					
	3級 1人			要介護4 2人			精神障害 人 (認定者を除く)					
	2級 2人			要介護5 1人			その他 人					
	1級 1人											
	4 人	0 人	0 人	22 人	10 人	0 人	1 人	合計 37 人 (重複:1人)				
旅客の範囲												
<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者												
<b>備考</b> 【ホ(要支援認定者)】圧迫骨折、脊柱管狭窄症、交通事故の後遺症のため歩行困難等 【ト(その他)】透析												
会費	入会金:1,000円											
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価							
	運送の対価	タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2kmまで600円、以降300円/km加算 ただし、加算される走行距離の端数については、四捨五入し計算します。								
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	1km未満:150円、1km~3km未満:300円 3km~5km未満:500円、5km以上:600円							
		待機料		有	300円/15分							
		介助料		有	【介護保険及び支援費制度が適用される介助の場合】 法定の利用者負担割合分 【それ以外】600円/30分							
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	無								
		その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		無	【歩行補助具及び車椅子積み下ろし作業料(片道)】 歩行補助具:300円/台、車椅子:500円/台 【キャンセル料】 利用当日出庫前まで:500円 出庫後 :1,000円							
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)										
	運送の対価	1,500円【600円(初乗2km) + 900円(300円/km × 3km)】										
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】										
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円(迎車距離が1km~3km未満) 介助料:600円										
	総合計	2,400円										
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任	<input checked="" type="checkbox"/>		無								
	○ 整備管理責任者の選任	<input checked="" type="checkbox"/>		無								
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	<input checked="" type="checkbox"/>		無								
	○ 事故発生時の連絡体制	<input checked="" type="checkbox"/>		無								
	○ 苦情対応の体制	<input checked="" type="checkbox"/>		無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					非該当	該当					

法人名称	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会																																		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人																																		
	【法人代表者氏名】 保永 博行	【法人所在地】 横浜市港南区日限山四丁目44番23号	【法人設立年月日】 平成14年 7月 31日																																
	※履歴事項全部証明書より 目的 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者や、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした福祉や介護に関するサービス等を提供することにより生涯学習と生きがいを共有し合えるまちづくりの推進を図ることを目的とする。 特定非営利活動の種類 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)まちづくりの推進を図る活動 (3)社会教育の推進を図る活動 事業 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①住環境整備事業 ②福祉に関する情報提供事業 ③配食サービス事業 ④居宅介護支援事業 ⑤訪問介護・家事援助等の在宅福祉サービス事業 ⑥地域との交流事業 ⑦生涯学習に関する事業 ⑧障害福祉サービス事業 ⑨地域生活支援事業 ⑩その他目的を達するために必要な事業	定款等に、道路運送法に基づく事業について追記依頼済み																																	
事業所所在地	NPO総ぐるみ福祉の会 横浜市港南区日限山4-39-19 日限山ハイツ101号	介護保険法事業所 指定	有	障害者総合支援法 事業所指定 有																															
運送の区域	横浜市																																		
使用車両 7台	所有車両	持ち込み(貸借)車両																																	
	<p>福祉車両</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>5</td> <td>台</td> <td>設備内訳</td> <td>・寝台車 0台</td> <td>0</td> <td>台</td> <td>設備内訳</td> <td>・寝台車 0台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>・車椅子車 5台</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>・車椅子車 0台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・兼用車 0台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・兼用車 0台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・回転シート車 0台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・回転シート車 0台</td> </tr> </table> <p>任意保険等の確認 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</span></p> <p>・対人無制限</p> <p>・対物1,000万円以上</p>	5	台	設備内訳	・寝台車 0台	0	台	設備内訳	・寝台車 0台			→	・車椅子車 5台			→	・車椅子車 0台				・兼用車 0台				・兼用車 0台				・回転シート車 0台				・回転シート車 0台	<p>任意保険等の確認</p> <p>・対人無制限</p> <p>・対物1,000万円以上</p>	
5	台	設備内訳	・寝台車 0台	0	台	設備内訳	・寝台車 0台																												
		→	・車椅子車 5台			→	・車椅子車 0台																												
			・兼用車 0台				・兼用車 0台																												
			・回転シート車 0台				・回転シート車 0台																												
運転者	普通車両 (セダン等)	0台	2台																																
	任意保険等の確認	・対人無制限	任意保険等の確認 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</span>	・対人無制限	・対物1,000万円以上																														
運転者	一種免許所持者	9人	0人	・認定講習 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</span>	9人	登録時までに取得予定	0人																												
	二種免許所持者	0人	0人	・セダン講習等 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</span>	9人	登録時までに取得予定	0人																												
	合計	9人	0人	・セダン講習等	未 0人	登録時までに取得予定	0人																												

対象者	24人	内訳												
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ (チェックリスト)	ト(その他)						
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護 1 2 人	要支援 1 2 人		肢体不自由 人						
		5級 人	2級 人	中度 4 人	要介護 2 3 人	要支援 2 3 人		内部障害 人						
		4級 人	1級 人	重度 4 人	要介護 3 0 人			知的障害 人 (認定者を除く)						
		3級 人			要介護 4 5 人			精神障害 人 (認定者を除く)						
		2級 2 人			要介護 5 1 人			その他 人						
		1級 2 人												
		4 人	0 人	8 人	11 人	5 人	0 人	0 人	合計 28 人 (重複:4人)					
旅客の範囲														
<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者														
<b>備考</b> 【ホ(要支援認定者)】関節リュウマチ、脊柱管狭窄症、脳梗塞の後遺症等 【ロ(精神障害者)】現在利用者はいないが受け入れ体制は整っている。														
会費	入会金 1,000円、年会費 1,000円(普通会員の入会年度の年会費は無料)													
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価									
	運送の対価	タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2km以内400円、2kmを超える場合は200円/km加算										
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円(事務所から4km以上)									
		待機料		有	15分以上30分まで:1,000円 30分以上60分まで:2,000円 以降、1,000円/30分加算									
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	<b>【介護保険等適用の場合】</b> 介助料、身体介護はケアプランによって、介護保険料の自己負担割合分 <b>【介護保険等適用外の場合】</b> 介助料・付添料はかかる時間の合計で算出 1,000円/30分									
		添乗・付添料		有										
		その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		無										
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)												
	運送の対価	1,000円【400円(初乗2km以内) + 600円(200円/km × 3km)】												
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】												
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円(迎車距離が4km以上) 介助料:1,000円												
	総合計	2,300円												
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済				有	無								
	<input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任				有	無								
	<input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統				有	無								
	<input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制				有	無								
	<input type="checkbox"/> 苦情対応の体制				有	無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に						非該当	該当						

法人名称	NPO法人ふろむなーど						
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人						
	【法人代表者氏名】 太田 幸弘		【法人所在地】 横浜市緑区中山一丁目16番15号中谷ハイツ				
	【法人設立年月日】 平成29年9月14日		※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、障害児者に対し地域生活における様々な移動支援を行うことで、その地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 1 特定非営利活動に係る事業 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (3)道路運送法施行規則第51条に規定する福祉有償輸送 (4)障害児者の地域生活の自立を促進する事業 (5)その他、この法人の目的を達成するために必要な活動				
事業等	事業所所在地	※法人名、所在地に同じ	介護保険法事業所 指定	無	障害者総合支援法 事業所指定 有		
運送の区域	横浜市						
使用車両 3台	所有車両			持ち込み(貸借)車両			
	福祉車両	2台	設備内訳	・寝台車 0台 ・車椅子車 2台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	1台	設備内訳	・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
			任意保険等の確認	済		任意保険等の確認	済
			・対人無制限			・対人無制限	
			・対物1,000万円以上			・対物1,000万円以上	
	普通車両 (セダン等)	0台			0台		
			任意保険等の確認			任意保険等の確認	
			・対人無制限			・対人無制限	
			・対物1,000万円以上			・対物1,000万円以上	
運転者	一種免 許所持 者	5人	内、直近2年間免 許停止処分者	0人	・認定講習 ・セダン講習等	済 5人 済 5人	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免 許所持 者	0人	内、直近2年間免 許停止処分者	0人	・セダン講習等	未 0人	登録時までに取得予定 0人
	合計	5人	内、直近2年間免 許停止処分者	0人			

対象者 <b>78人</b>	内訳											
	イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ (チェックリスト)	ト(その他)					
	6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人					
	5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人					
	4級 人	1級 人	重度 3人	要介護3 人			知的障害 人 (認定者を除く)					
	3級 人			要介護4 人			精神障害 人 (認定者を除く)					
	2級 9人			要介護5 人			その他 人					
	1級 66人											
	75人	人	3人	0人	0人	人	0人	合計 78人				
旅客の範囲												
<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者												
備考												
会費												
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価							
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り1kmまで200円、以降200円/km加算							
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	無								
		待機料		無								
		介助料		無								
		添乗・付添料		無								
		その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	無								
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)										
	運送の対価	1,000円【200円(初乗1km) + 800円(200円/km × 4km)】										
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】										
	運送の対価以外の対価	迎車料:無 介助料:無										
	総合計	1,000円										
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済				有	無						
	<input type="radio"/> 整備管理責任者の選任				有	無						
	<input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統				有	無						
	<input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制				有	無						
	<input type="radio"/> 苦情対応の体制				有	無						
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					非該当	該当					

法人名称	特定非営利活動法人たすけあいあさひ								
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人								
	法人代表者氏名 川瀬 久美子	【法人所在地】		横浜市旭区四季美台28-1					
	<p>※現在事項全部証明書より 目的及び業務 本会は、地域住民に対して、「困ったときはお互いさま」を基本に、たすけあいの気持ちが息づく街づくりをめざして、市民参加で在宅福祉サービスに関する事業を行い、高齢者や障害者そして病気の方も、安心して暮らすことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。 本会は、上記の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1)保健・医療又は福祉の増進を図る活動 (2)子供の健全育成を図る活動 本会は、上記の目的を実現するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1)福祉サービスに関する事業 (2)介護保険法に基づく事業 ア介護保険法に基づく居宅サービス事業 イ介護保険法に基づく居宅介護支援事業 ウ介護保険法に基づく介護予防支援事業 エ介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 オ介護保険法に基づく第一号事業 (3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (4)自家用有償旅客運送事業 (5)本会が行う事業に関する相談、研修及び啓発に関する事業 (6)その他本会の目的を達成する為に必要な事業</p>								
事業等									
事業所所在地	たすけあいあさひ 横浜市旭区四季美台28-1	介護保険法事業所 指定	有	障害者総合支援法 事業所指定	有				
運送の区域	横浜市								
使用車両 6台	所有車両			持ち込み(貸借)車両					
	福祉車両	3台	設備内訳 → ・寝台車 0台 ・車椅子車 3台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台	設備内訳 → ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台				
	普通車両 (セダン等)	3台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上				
運転者	一種免 許所持 者	5人	内、直近2年間免 許停止処分者 0人	・認定講習 ・セダン講習等 済 5人 済 5人	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人				
	二種免 許所持 者	2人	内、直近2年間免 許停止処分者 0人	・セダン講習等 済 2人	登録時までに取得予定 0人				
	合計	7人	内、直近2年間免 許停止処分者 0人						

対象者	59人	内訳								
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ (チェックリスト)	ト(その他)		
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 8人	要支援1 人	人	肢体不自由 人		
		5級 人	2級 人	中度 1人	要介護2 25人	要支援2 人	人	内部障害 人		
		4級 1人	1級 人	重度 3人	要介護3 12人			知的障害 人		
		3級 人			要介護4 4人			精神障害 人		
		2級 人			要介護5 4人			その他 人		
		1級 5人								
		6 人	0 人	4 人	53 人	0 人	人	合計 63 人		
								(重複:4人)		
旅客の範囲										
<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者										
<b>備考</b> 【ロ(精神障害者)】【ホ(要支援認定者)】【ト(その他)】現在対象利用者はいないが、受入体制は整っている。										
会費	入会金:3,300円(初年度)、年会費:3,300円(次年度以降)									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価					
	運送の対価	タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り1kmまで300円、以降280円/km加算						
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	230円					
		待機料		有	最初の60分まで1,000円、以降500円/30分加算					
		介助料		有	【公的制度が利用できる場合】法定の自己負担割合分 【実費】(月～土 8:00～18:00) 1,500円 (それ以外) 1,800円					
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	無						
		その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		有	キャンセル料:1,200円 (予約時間の1時間前までに連絡がなく、利用者都合によりキャンセルされた場合。但し、当日に容態の急変など、外出困難な場合を除く。)					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)								
	運送の対価	1,420円【300円(初乗り1km) + 1,120円(280円/km × 4km)】								
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】								
	運送の対価以外の対価	迎車料:230円 介助料:1,500円								
	総合計	3,150円								
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済				有	無				
	<input type="radio"/> 整備管理責任者の選任				有	無				
	<input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統				有	無				
	<input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制				有	無				
	<input type="radio"/> 苦情対応の体制				有	無				
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に						非該当	該当		

法人名称	特定非営利活動法人つむぎ会																			
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人																			
	法人代表者氏名 重村 憲司	【法人所在地】																		
	法人設立年月日 平成15年11月4日	横浜市磯子区洋光台六丁目4番10号難波江様方																		
	<p>※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、高齢者、障害者及び地域住民に対して、外出支援に関する事業等を行い、保健、医療又は福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表1号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)を行う。 この法人は、上記の活動に係る次の事業を行う。            ① 外出支援に関する事業            ② 介護保険法による訪問介護事業            ③ 障害福祉サービス事業            ④ 横浜市移動支援事業         </p>																			
	事業等																			
事業所所在地	つむぎ会 横浜市磯子区洋光台6-4-10難波江様方	介護保険法事業所 指定	無	障害者総合支援法 事業所指定 無																
運送の区域	横浜市																			
使用車両 4台	<p>所有車両</p> <table> <tr> <td>福 祉 車 両</td> <td>0台</td> <td>設備内訳</td> <td>・寝台車 0台</td> <td>・車椅子車 0台</td> <td>・兼用車 0台</td> <td>・回転シート車 0台</td> </tr> </table> <p>任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上</p>		福 祉 車 両	0台	設備内訳	・寝台車 0台	・車椅子車 0台	・兼用車 0台	・回転シート車 0台	<p>持ち込み(貸借)車両</p> <table> <tr> <td></td> <td>1台</td> <td>設備内訳</td> <td>・寝台車 0台</td> <td>・車椅子車 1台</td> <td>・兼用車 0台</td> <td>・回転シート車 0台</td> </tr> </table> <p>任意保険等の確認 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</span> ・対人無制限 ・対物1,000万円以上</p>					1台	設備内訳	・寝台車 0台	・車椅子車 1台	・兼用車 0台	・回転シート車 0台
福 祉 車 両	0台	設備内訳	・寝台車 0台	・車椅子車 0台	・兼用車 0台	・回転シート車 0台														
	1台	設備内訳	・寝台車 0台	・車椅子車 1台	・兼用車 0台	・回転シート車 0台														
<table> <tr> <td>普通車両 (セダン等)</td> <td>0台</td> </tr> </table> <p>任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上</p>		普通車両 (セダン等)	0台	<table> <tr> <td></td> <td>3台</td> </tr> </table> <p>任意保険等の確認 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</span> ・対人無制限 ・対物1,000万円以上</p>					3台											
普通車両 (セダン等)	0台																			
	3台																			
運転者	一種免 許所持 者	4人	内、直近2年間免 許停止処分者	0人	・認定講習 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</span>	4人	登録時までに取得予定 0人													
	二種免 許所持 者	0人	内、直近2年間免 許停止処分者	0人	・セダン講習等 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</span>	4人	登録時までに取得予定 0人													
	合計	4人	内、直近2年間免 許停止処分者	0人																

対象者  <b>64人</b>	内訳											
	イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ (チェックリスト)	ト(その他)					
	6級 1人	3級 人	軽度 人	要介護1 5人	要支援1 5人	人	肢体不自由 人					
	5級 0人	2級 1人	中度 人	要介護2 10人	要支援2 18人	人	内部障害 人					
	4級 0人	1級 人	重度 3人	要介護3 6人			知的障害 人 (認定者を除く)					
	3級 0人			要介護4 5人			精神障害 人 (認定者を除く)					
	2級 1人			要介護5 4人			その他 人					
	1級 5人											
	7人	1人	3人	30人	23人	人	合計 64人					
旅客の範囲												
<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者												
<b>備考</b> 【ホ(要支援認定者)】(ケアマネージャーからの依頼)車いす利用者、転倒等による歩行不安定者												
会費	月会費:500円(利用月のみ)											
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価							
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り1kmまで366円、以降334円/km加算							
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	200円							
		待機料		有	300円/15分							
		介助料		有	500円/15分							
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	500円/15分							
		その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		無								
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)										
	運送の対価	1,702円【366円(初乗り1km) + 1,336円(334円/km × 4km)】										
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】										
	運送の対価以外の対価	迎車料:200円 介助料:500円(15分)										
	総合計	2,402円										
	運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> 無										
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					非該当	該当					

法人名称	特定非営利活動法人GOOD JOB						
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人						
	【法人代表者氏名】 望月 直子		【法人所在地】 横浜市港南区港南台七丁目18番17号				
	<p>※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、障害者(児)の地域生活と経済的自立を支援する事業を、地域交流と関連させて行うことにより、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 地域のために仕事をする障害者の支援事業 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (3) 道路運送法に基づく福祉有償運送事業 (4) 障害者の地域生活と地域交流を支援する事業 (5) 障害者福祉に関するコンサルティング、企画運営、情報提供事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>						
事業等	特定非営利活動法人GOOD JOB 横浜市港南区港南台八丁目32-24	介護保険法事業所 指定	無	障害者総合支援法 事業所指定	有		
事業所所在地	横浜市						
運送の区域	横浜市						
使用車両 4 台	所有車両		持ち込み(貸借)車両				
	福祉車両	0 台	設備内訳	・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台	0 台	設備内訳	・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台
			任意保険等の確認	・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認	・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両 (セダン等)	0 台	任意保険等の確認	・対人無制限 ・対物1,000万円以上	4 台	任意保険等の確認	済
運転者	一種免 許所持 者	4 人	内、直近2年間免 許停止処分者	0 人	・認定講習 濟 ・セダン講習等 濟	4 人	登録時までに取得予定 0 人
	二種免 許所持 者	0 人	内、直近2年間免 許停止処分者	0 人	・セダン講習等 未	0 人	登録時までに取得予定 0 人
	合計	4 人	内、直近2年間免 許停止処分者	0 人			



# 【参考資料】

## 団体の活動状況について

### 【資料 3-1】特定非営利活動法人ふれあいドリーム

平成 17 年より活動を開始。戸塚区ドリームハイツを中心に活動している。介護事業所、障害福祉サービスの事業も実施している。ドリームハイツは、各棟の入り口に階段（5段）があり、車椅子で利用される方には、スロープを設置し安全に昇降できるよう配慮している。また、車両に乗車の際は、シートベルトの確認時に、利用者に声かけをし、体調に問題はないか等の確認をするなど、日々の活動の中で利用者とのコミュニケーションをとる工夫を行っている。

＜＜福祉有償運送の利用目的＞＞

通院：9割、公共機関・買い物等の外出：1割

＜＜課題や不安に感じること＞＞

- ・人材確保が困難なこと（募集は常にしている）。

### 【資料 3-2】特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会

平成 17 年より活動を開始。港南区を中心に活動している。介護保険事業、障害福祉サービスの事業、横浜市地域生活支援によるサービス（移動介護、通学通所支援）、会食等を行っている。

＜＜福祉有償運送の利用目的＞＞

通院：4割、作業所への送迎：5割、通学：1割

作業所への送迎では、週 5 回利用している方もいる。

＜＜課題や不安に感じること＞＞

- ・人材確保が困難なこと（ハローワーク等を利用して募集をしているが、空き時間の保証面で採用に結びつかない。）
- ・運転者の高齢化（高齢の運転者には、長距離の活動や体力が必要な車椅子介助等を避けてシフトを組むように心がけている。定年は、常勤職員は 75 歳、パートドライバーは 78 歳と定めているが、必要と認めた職員は 1 年契約で再雇用。）
- ・ガソリン代、メンテナンス費用の高騰

### 【資料 3-3】NPO 法人ぷろむなーど

平成 29 年より活動を開始。緑区、青葉区、都筑区を中心に事業を実施している。重度障害者や医療的ケアの必要な障害児者の通院、外出及び通学支援を行うため、福祉有償移動サービスを行っている。その他に、通院等乗降介助事業、通学通所事業、移動支援事業を実施。

＜＜福祉有償運送の利用目的＞＞

通院：5割、施設から自宅への送迎：4割、余暇外出：1割

定期的に遠距離の通院の依頼がある。

＜＜課題や不安に感じること＞＞

- ・利用者家族の高齢化に伴い、通院や入所に同行する家族の送迎が必要になっている。家族は、福祉有償運送の対象者ではないため、対応が困難になっている。
- ・医療的ケアが必要な利用者を送迎している時に、家族に同行はしてもらっている

## 【参考資料】

が、運転に配慮が必要な時もある。

- ・利用者の負担を考えると料金変更をすることが難しい。

### 【資料 3-4】特定非営利活動法人たすけあいあさひ

平成 17 年より活動を開始。旭区を中心に活動している。介護保険事業や障害福祉サービス事業を実施している。また地域の方の困りごとのお手伝いを日常生活支援として行っている。運転者はヘルパー等の資格を有しており、きめ細やかなサービス提供をしている。

«**福祉有償運送の利用目的»»**

通院：9割、通所・買い物・余暇の外出：1割

«**課題や不安に感じること»»**

- ・人材確保の難しさ

- ・運転者不足により 1 日の稼働台数が減っているため、対応が困難になりつつある
- ・利用者の体調が急変することもあり、対応が困難になるときがある

（車椅子車両には常時車椅子を備えているため、車椅子車両で対応した場合は車椅子を貸し出して対応している。）

### 【資料 3-5】特定非営利活動法人つむぎ会

平成 21 年より活動を開始。磯子区を中心に活動している。

福祉有償運送を中心に実施しているが、送迎中の会話の中で、利用者が困っていることのお手伝いをするボランティア活動も実施。ケアマネージャーや機関相談支援センター、移動情報センターの相談員からの依頼や問い合わせが多い。

«**福祉有償運送の利用目的»»**

通院：8割、公共機関（銀行や役所等）：1割、買い物や冠婚葬祭等：1割

遠距離の送迎を依頼されることもたまにある。

«**課題や不安に感じること»»**

- ・運転者の高齢化、人材確保の難しさ

- ・車いすの階段昇降時や支援、悪天候の中の活動など不安に感じる時がある。

そのため、そういう時こそ慎重に行動するように心がけている。

- ・狭い道や、玄関までの移動時間が長くかかる利用者の対応時など、駐車場の確保が難しい場合がある。

### 【資料 3-6】特定非営利活動法人 GOOD JOB

平成 27 年より活動を開始。港南区、磯子区、栄区を中心に活動している。横浜市障害者地域生活支援サービス、移動支援事業、地域交流事業、障害者イベント等の事業を行っている。運転者には、移動支援事業のヘルパーに担ってもらい、利用者が安心して利用できる運行体制をとっている。

«**福祉有償運送の利用目的»»**

通学・通所：6割、スポーツ施設や余暇外出：3割

«**課題や不安に感じること»»**

- ・悪天候時の依頼。先日の台風の際に、作業所から早めの帰宅の依頼があった。川が氾濫し、水没するかもしれないとい不安があった。